

令和7年7月4日

保護者の皆様

井原市立芳井中学校  
校長 今井 浩

### 芳井中学校の校則について

小暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

このことに関しまして、入学説明会で配付しております「中学校入学案内」に記載しております「学校生活」の内容、本年度の生徒総会で生徒から出た意見等をふまえた内容についてお知らせします。

#### ○校則について

文部科学省「[生徒指導提要（令和4年12月改訂）](#)」によると、校則について次のように示されています。

- ・校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。
- ・校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。
- ・校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。
- ・校則の見直しを検討する際に、児童・生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

#### ○校則のホームページ（学校用・生徒用）への掲載について

上記のことをふまえ、本校では、生徒会設置の「目安箱」の意見等について、学級討議を踏まえて生徒総会で議論し、よりよい学校生活について考えています。現時点での「[芳井中学校の校則について](#)」掲載しておりますのでご確認ください。

#### 【連絡先】

井原市立芳井中学校  
Tel:0866-72-0059

# R7年度 芳井中学校 校則について

令和7年4月1日

## (1) 通学について

- ①8:25のチャイムまでに教室に入室できていない場合は遅刻となる。
- ②毎年度初めに、交通ルールを守る約束のもと『自転車通学許可願』を提出し、許可をもらった者は自転車通学を行うことができる。
- ③徒歩通学者も、休日の部活動参加での自転車通学を許可するが、「自転車通学許可願」を提出する。
- ④スリーウエイバッグは後ろの荷台にくくりつけるか背負う。ナップサックは前かごに入れてもよい。
- ⑤自転車通学者は、校外の民間、公共施設の敷地内等を通行してはならない。
- ⑥決められた通学路を通行すること。
- ⑦登校後や下校途中に商店へ立ち寄ったり自動販売機を使用したりしないこと。
- ⑧放課後、友人宅を訪問する場合などは、いったん帰宅し、着替えてから外出すること。

## (2) 通学のかばんについて

- ①かばんは規定のスリーウエイバッグおよびナップサックを使用する。
- ②キーホルダーの取り付けは、小さめのものであれば1つまで使用できる。(かばんの見分けをつけるための物のため)
- ③エナメルバッグ等個人的なかばんは原則禁止。部活動の試合等で他のかばんを使用したい場合は、顧問の許可を得ること。

## (3) 運動靴について

- ①通学時に使用するくつは体育時にも使用する。
- ②色は白一色（ライン・ワンポイントも白）の運動靴でひも靴を使用する。

## (4) 教室ロッカーについて

- ①各教科の教科書・資料集・道具等を個人ロッカーや教室に置くことができる。課題等必要な物は判断して持ち帰る。
- ②持ち物には名前を書いて、机、ロッカーの整頓に努める。
- ③教室施錠を徹底する。

## (5) 頭髪・服装・持ち物等に関する事項

<原則：そのまま面接試験に臨むことができる服装で毎日の中学校生活を送る。>

### ○頭髪等

- ①過度な髪型にはしない。
  - ・ピンやゴムは暗い色で華美でないものとする。
  - ・不要な染色はしない。
  - ・モヒカン、ドレッドヘア、たまねぎヘアなど周りの生徒の迷惑になるような髪型にはしない。
- ②学校生活に支障が出ない髪型にする。
  - ・髪を整えるための整髪料（においのないもの）やストレートパーマ、ツーブロック、ポニーテール、お団子、ハーフアップなどの髪型は可とする。
  - ・髪型を気にして授業中に触ることやトイレの鏡を占領することがないようにする。
  - ・前髪が目にかかるような髪型にはしない。

## ○服 装

- ①R9年度までは移行期間とし、R6年度までの学生服・セーラー服の着用をしてもよい。  
R10年度からは完全に統一型制服とする。
- ②スカートの長さは、膝がかくれる程度までとする。膝が全て見える長さにはしない。  
ウエスト部分を折り返したりベルトを使って短くして着用しない。
- ③芳井中指定のセーラー服を着用する場合は、袖口のボタンはきちんと止める。
- ④シャツについてはポロシャツ・カッターシャツ・ブラウスのいずれかを着用する。ただし色は白であること。(ポロシャツについては華美でないワンポイントは可)
- ⑤ブラウス・カッターシャツの裾はきちんとズボンやスカート等に入れる。
- ⑥肌着は無地で白・黒・紺・グレー・ベージュのものとする。
- ⑦ベルトは黒・紺・茶の派手でない色のもの。白は不可。飾り穴などのないもの。
- ⑧ソックスは白色・黒色・紺色で無地のものを着用する。  
・ワンポイントや華美でないもの、キャラクターものではないものは許可する。  
※ただし入学式、卒業式は白色で統一するものとする。  
・ラインソックスは着用しない。  
・タイツ、レギンスは黒色、肌色のみ使用する。  
・部活動についても上記に準ずる。なお、部活動の校外試合等においては、これにあてはまらない。  
ユニホーム等として扱うこととする。
- ⑨名札を忘れた生徒は、仮名札を着用する。
- ⑩下校時の服装については体操服、部活動での下校を許可する。ただし、放課後の活動で体操服を着用する場合に限る。
- ⑪令和5年度より、衣替えの時期を設定していない。
- ⑫防寒着は、通学時の安全上、白か明るいグレー（シルバー系）とする。
- ⑬防寒具はマフラー（ネックウォーマー）・手袋を許可する。  
華美でないもの、色を通学時に着用可。教室入退室時に着脱する。  
膝掛けは、無地、華美でないものを許可する。
- ⑭ブレザーやカーディガンまたはベスト・セーターの着用を許可する。なお華美でないもので白・黒・紺・グレー・ベージュのものに限る。

## ○携帯電話・貴重品・不要物等の持ち込みについて

- ①携帯電話は持ち込み禁止。部活動での練習試合、大会の日も同様。特別な事情がある場合は、先生に必ず相談する。
- ②貴重品・危険物・不要物（マンガ・雑誌）は校内に持ち込まない。
- ③飴・ガム等の菓子類、ジュース等は持ち込み禁止。部活動での練習試合、大会の日も同様。
- ④学校に持ってくる飲み物は水筒に水、またはお茶かスポーツドリンクをいれて持ってくる。ペットボトルを使用する場合は、ソフトケース等に入れて持ってくる。
- ⑤日焼け止め、制汗剤は使っても良いが、無香性のものに限る。日焼け止め・制汗剤は、更衣室等で使用する。教室、廊下で使用しない。
- ⑥化粧はしない。無色・無香性の薬用リップクリームは使用してもよい。
- ⑦アクセサリー類（スポーツ用のものやミサンガなどを含む）は持ってこない。